



## 「お得」「割安」でも回数券の購入は慎重に 途中での払い戻しを断られることも・・・

### 相談事例

腰痛があり、インターネットで調べた整骨院に行った。施術料金は1回当たり8,000円だが、回数券を購入すると、1回あたり5,500円になりお得だ、と勧められ、全25回137,500円を一括払いで購入した。10回通院したが、症状が改善しないため解約を申し出ると、返金はできないと言われた。

### アドバイス

- ◆エステティックや英会話教室などの特定継続的役務提供契約は、契約金額が50,000円を超え、かつ一定の期間を超える場合は、クーリング・オフ制度や中途解約制度があります。しかし、事例のような整骨院、整体院での契約にはそのような制度がありません。
- ◆「1回分の利用よりお得だ」「割安だ」と事業者から回数券を勧められることがありますが、途中でやめたくなくなったり、通えなくなることもあるので、購入は慎重にしましょう。
- ◆回数券の解約、払い戻しについては、原則として、事業者が定めたルールに従うことになります。購入する前にルールをしっかりと確認しましょう。

## お試し価格で購入したら、4回購入が条件の定期購入契約 だった！？

### 相談事例

美容液が「初回限定540円」で購入できるとの広告を見て、販売サイトにアクセスしチャット形式で注文した。1回目の商品に続いて、翌月にも2本セットが届いた。驚いて販売業者に連絡したところ、「全4回の購入が条件の定期コースになっている」と言われた。どうすればいいか。

### アドバイス

- ◆通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。
- ◆「92%引き」などと極端な割引価格や、「残り時間10分」と急かせたりするような販売サイトは特に注意が必要です。
- ◆SNS上の広告などから直接注文する際は、契約条件をしっかりと確認してください。
- ◆定期購入となっていた場合、販売業者に対し、「初回限定540円」の申込みが、「定期コース」となるまでの流れと、「年間コース」の数量や回数、各回毎の支払額を確認できる最終確認画面の提供を求めましょう。
- ◆実際には定期購入となるのに、「お試し」、「いつでも解約できる」、「定期縛りなし」という表示が強調されていたり、定期購入の条件が小さな文字で見づらい場合は、人を誤認させるような表示があったとして、契約の取り消しを申し入れることができます。契約内容の記録のため、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

\*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します